

○東海市公の施設の指定管理者選定委員会規則

平成17年6月30日

規則第30号

東海市公の施設の指定管理者選定委員会規則をここに公布する。

東海市公の施設の指定管理者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年東海市条例第15号）第15条第6項の規定に基づき、東海市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。